

順番	質 疑 内 容
氏名 (会派)	質 疑 内 容
1	1 議案第88号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
橋 本 洋 一 (久比岐野)	(1) 市長の給料の削減という形で条例改正の提案をしているが、提案に至る経緯とその理由について聞きたい。

順番	質 疑 内 容
氏名 (会派)	質 疑 内 容
2	1 議案第88号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
滝 沢 一 成 (無所属)	(1) 本議案を提出する事となった理由の詳細を聞きたい。 (2) 報酬を5か月100%減額するという「処分」は市長自身が考えたのか。その軽重の根拠は何か。 (3) この処分で充分か。

順番	質 疑 内 容
氏名 (会派)	質 疑 内 容
3	1 議案第88号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
本 城 文 夫 (市民クラブ)	(1) これまでの度重なる不適切発言・謝罪の繰り返しについて、責任の重さを自らどのように理解して条例の提案をしているのか。 (2) 令和6年6月21日の市議会からの厳重抗議の申し入れは、処分にどのように影響したか。 (3) 自らの給料を5か月全額カットで責任をとることを選択されたが、5か月の根拠は何か。また、令和6年4月に静岡県知事の職業的差別発言による辞職があったが、辞任をする決断はなかったのか。

順番	質 疑 内 容
氏名 (会派)	
4	1 議案第88号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
丸 山 章 (無所属)	(1) 市長就任後、度重なる失言を繰り返し、その都度反省の意思を示したにもかかわらず、この度の発言があった。ついては、減額に至った経緯について聞きたい。 (2) 不適切発言はこれまでも複数回あった。1回目は令和4年4月の高田に中心市街地はない。直江津に商店街はない。2回目は令和5年7月に私立高校2校に対する不当発言があった。3回目はこの度の発言である。さらに、令和4年6月と7月に続けざまに2つの式典で別の式典の挨拶文を読み始め、途中で訂正する一幕があった。この度の措置は、そうした不適切発言等も含まれての減額なのか。 (3) 市長給与の減額についての根拠を聞きたい。また、処分の検討過程で辞職の選択肢はなかったのか。 (4) 市長は市内事業所へ直接出向き謝罪したが、市民、関係企業、経済界等にも多大な迷惑をかけた。市長は自らの処分を踏まえて、市政の信頼回復に向けてどのように対応していくのか。

順番	質 疑 内 容
氏名 (会派)	
5	1 議案第88号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正及び議案第89号 令和6年度上越市一般会計補正予算(第4号)について
上 野 公 悦 (日本共産党議員団)	(1) 議案では、市長の不適切な発言で「市政に対する信頼を損ねた責任」を踏まえ、「給料の全額を5か月間、減額する」としているが、市長辞職を選択しないで給料カットを選択した理由を聞きたい。また、給料カットを「給料の全額5か月分」とした根拠も聞きたい。

順番	質 疑 内 容
氏名 (会派)	
6	<p>1 提案理由の要旨及び議案第88号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について</p>
<p>宮 越 馨 (無所属)</p>	<p>(1) 「私の不適切な発言により」としているが、いつどこでどのような不適切な発言のことを言うのか、その内容と場面の状況を聞きたい。</p> <p>(2) 不適切な発言としているが、不適切とは、「適切でなくその場面や状況、常識などにそぐわないこと。また、その様を言う」のであって、これは憲法第14条の法の下での平等規定に反する不当発言に該当すると考えるが、どのような認識でいるかを問う。</p> <p>(3) 「多くの皆様に多大なるご迷惑とご心痛をおかけしました」としているが、多くの皆様とは誰を差し、多大なるご迷惑とご心痛をお掛けしたとは、どのような状態を指しているのか。</p> <p>(4) 「市政に対する信頼を損ねた」としているが、どのように信頼を損ねたか、その実態とその実害の内容を聞きたい。</p> <p>(5) 「市政に対する信頼を損ねた責任を重く捉え、自らを強く戒めるため、給料の全額を5か月間、減額する」としているが、こうした措置で責任はとれると考えたのか、その理由を知りたい。その際、辞職して責任を取ることを考えなかったのか。</p> <p>(6) 給料を全額5か月間、減額するとしているが、そう判断した根拠を聞きたい。他の自治体の事例に倣ったと聞くが、どのような事例を参考にしたか。</p> <p>(7) 市長職は重責であり、提案の5か月間全額カット案ではボランティアで働くこととなるが、対外的な職務遂行への影響や、国や県そして多くの市民、企業からの信頼失墜が懸念されるが、市政運営に支障をきたさないか。</p> <p>(8) 普通の減給であっても報酬等審議会に諮りその妥当性を審議し決定するが、今回は報酬等審議会を開き処分案の妥当性を検討していないようだが、何故そうしなかったかを聞きたい。</p>

順番	
氏名 (会派)	質 疑 内 容
7	<p>1 議案第88号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正及び議案第89号 令和6年度上越市一般会計補正予算(第4号)について</p>
宮崎朋子 (つなぐ)	<p>(1) 議案では、「私の不適切な発言により、多くの皆様に多大なるご迷惑とご心痛をおかけした」とあるが、「不適切な発言」とは、一般的に「適切でない発言」という意味であり、その点において、市長の認識のずれや乖離があるのではないかと考えるが、どう捉えているか。</p> <p>(2) 議案では、「市政に対する信頼を損ねた責任を重く捉え」とあるが、この議案の提案で市長は市民との信頼関係を回復し、職務を全うすることができると考えているのか。またその根拠は何か。加えて、今回の減給の処分が、市民の賛同を得て、信頼回復に値するものになると考えての議案の提案か。</p> <p>(3) この度の条例改正や補正予算を提案しなければならなくなったことに対する重大さをどのように認識しているか。</p>